

「霧島つつみ」参加に関する要項

この要項は、市民や観光客が霧島ガストロノミーを気軽に体験でき身近に感じる仕掛けとして、「霧島産の食材を包む」をテーマに開発・提供する料理・商品を「霧島つつみ」として提供することに関し必要な事項を定めることにより、「霧島つつみ」のブランド価値の適切な保護、信頼性の維持及び定着を図り、もって霧島の食材の消費拡大に資することを目的とする。

(定義)

第1条 この要項における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「霧島つつみ」

霧島の食材を包んだ料理・メニュー・商品であって、この要項の規定に基づき、霧島ガストロノミー推進協議会会長（以下、「会長」という）が認めたものをいう。

(2) ロゴマーク

「霧島つつみ」ロゴマーク使用ガイドラインに規定するロゴマークをいう。

(参加基準)

第2条 「きりしま食の道10カ条」に沿い、別表に掲げる必須要件及び要件並びに定義を満たし、会長が認めた者を「霧島つつみ」提供店舗とする。

(参加申請)

第3条 会長は、「霧島つつみ」の参加申請を随時受け付けるものとする。

- 2 参加しようとする者は、参加申請書（様式第1号）を会長へ提出しなければならない。
- 3 申請者は参加料として3000円を納付しなければならない。

(審査)

第4条 会長は、前第2項の規定により申請を受けたときは、第2条に規定する必須要件及び要件並びに定義に基づく審査を行うものとする。

(審査結果の通知)

第5条 会長は、前条の規定による審査において、その要件を満たすと認めたときは、申請者に対し登録証（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 会長は、審査で参加基準に満たないと認められたときは、申請者に対して理由を付して参加非該当について通知（様式第3号）により通知するものとする。

(有効期限)

第6条 「霧島つつみ」の参加の有効期限は、登録証の交付を受けた日から1年間とする。

(認定内容の変更)

第7条 参加している者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に報告しなければならない。

- (1) 「霧島つつみ」の内容等について大幅な変更があったとき。
- (2) 「霧島つつみ」の提供を中止したとき。

(参加の取消)

第8条 会長は、参加した者が事業を廃止又は休止したとき、第2条に規定する基準を満たさなくなったとき、偽りその他不正な手段により参加したとき、又はその他「霧島つつみ」としての表示が適当でないと認めるときは、当該参加を取り消すことができる。この場合において、会長は、参加者に対して、当該参加の取消理由を付して、「霧島つつみ」の参加取消について通知(様式第4号)により通知するものとする。

(参加の表示)

第9条 参加した者は、「霧島つつみ」に参加していること及び自らがメニュー・商品を開発した者であることをロゴマークにより表示することができる。

(協議会の役割)

第10条 協議会は、市民、生産者及び参加者と連携して、「霧島つつみ」の消費拡大及び広報に努めるものとする。

(参加した者の責務)

第11条 参加した者は、この要項の規定を遵守するとともに、自らの業務の支障のない範囲において、「霧島つつみ」の生産及び販売並びに本協議会の取組に参加することを通じて、霧島市全体のイメージ向上に努めるものとする。

附則

この要項は、平成30年12月25日より施行する。

別表（第 2 条関係）

1 参加条件	1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）など、関係法規を遵守していること。 2 業界での製造基準、表示基準を満たしていること。 3 公序良俗に反するものでないこと 4 他の登録者の批判等、協力体制の支障のある行為を行わないこと。
2 霧島つつみの要件	1 霧島産の食材（黒酢、霧島茶など）を 2 品以上使用していること。 2 霧島産の食材は「包む中身」及び「包むもの（外側）」で 2 品以上使用するもの。
3 霧島つつみの定義	1 中身がすっかり覆ってあるもの。（巻き、挟み料理なども含む）